

令和元事業年度

事業報告書

日本司法支援センター

【目次】

1	法人の長によるメッセージ	1
2	法人の目的、業務内容	2
	(1) 法人の目的	
	(2) 業務内容	
3	政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）	4
4	中期目標	5
	(1) 日本司法支援センターが所掌する事務事業を取り巻く現状、 目指すべき姿	
	(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標の名称等	
	(3) 政策実施体系	
5	法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	8
6	中期計画及び年度計画	9
7	持続的に適正なサービスを提供するための源泉	11
	(1) ガバナンスの状況	
	(2) 役員等の状況	
	(3) 職員の状況	
	(4) 重要な施設等の整備等の状況	
	(5) 純資産の状況	
	(6) 財源の状況	
	(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
	(8) その他源泉の状況（法人の強みや基盤を維持・創出していく ための源泉）	
8	業務運営上の課題・リスク及びその対応策	19
	(1) リスク管理の状況	
	(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9	業績の適正な評価の前提情報	21
10	業務の成果と使用した資源との対比	30
	(1) 令和元年度の業務実績とその自己評価	
	(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定 の状況	
11	予算と決算との対比	33
12	財務諸表	34
13	財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	37
14	内部統制の運用に関する情報	38
15	法人の基本情報	39

- (1) 沿革
- (2) 設立に係る根拠法
- (3) 主務大臣
- (4) 組織体制
- (5) 事務所の所在地
- (6) 主要な特定関連会社等の状況
- (7) 主要な財務データ（法人単位）の経年比較
- (8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）

1 6 参考情報 43

令和元年度のトピックス

1 新型コロナウイルス感染症への対応

ホームページ上に特設ページを設け、Q&Aを掲載しました。電話やメールでお問合せを受け付け、法テラス・サポートダイヤルには、約430件のお問合せがありました。

今後も状況に応じて、Q&Aの追加や各地での法律相談の充実化をする予定です。

2 外国人への対応体制の整備

これまでの7言語（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語）に加え、平成31年4月1日からネパール語、タイ語でも多言語情報提供サービスを開始しました。

今後、同サービスに加え、令和2年7月開設予定の外国人共生センター（仮称）に、当センター職員を配置し、外国人支援の充実化を予定しています。また、各地方事務所タブレットを用いた遠隔地通訳による外国語での法律相談が可能となるよう準備を進める予定です。

3 児童虐待への対応

平成30年1月に開始したDV等被害者法律相談援助制度では、DV・ストーカー・児童虐待の被害者に対して資力の有無にかかわらず法律相談を実施しました。また、社会全体としての対策の強化が求められている児童虐待について、支援センターが児童虐待についての法律相談援助を実施していることを児童向けに分かりやすく説明したポスター及びポケットカードを作成して、制度周知に取り組みました。

今後、児童虐待を発見しやすい立場にある教育機関や児童を支援する関係機関への更なる制度周知に取り組む予定です。

4 大規模災害への対応

令和元年台風第15号及び令和元年台風第19号においては、利用者が必要とする情報をQ&Aにしてホームページに掲示し、迅速な情報提供を行い、令和元年台風第19号の被災者に対しては、「被災者専用フリーダイヤル」による情報提供を行うとともに、令和元年10月18日から被災者法律相談援助を実施しました（令和2年10月9日まで）。

1 法人の長によるメッセージ

日本司法支援センター（法テラス）は、国民の司法へのアクセスを支援する組織として、総合法律支援法により平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始しました。以来、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務の主要5業務と受託事業を実施してまいりました。

社会の大きな変化の中、国民の司法アクセスへのニーズも拡大・多様化するとともに、当センターの役割・業務も年を追って拡大してきております。大規模災害の被災者については、東日本大震災の被災者に対して、平成24年制定の特例法により「東日本大震災法律援助事業」を実施するほか、改正総合法律支援法により、平成28年から政令指定された災害の被災者に対する「被災者法律相談援助」を行っています。また、利用者の状況に即した支援の充実のため、同法により、平成30年1月から認知機能の十分でない方々に対する「特定援助対象者法律相談援助」や早期の対応が求められるDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する「DV等被害者法律相談援助」を開始しました。国選弁護等関係業務の対象も順次拡大し、平成30年6月からの改正刑事訴訟法施行により、被疑者国選弁護の対象事件は全ての勾留事件にまで拡大しました。その他、福祉等との連携による司法ソーシャルワークの推進による支援の充実にも努めております。

令和元年度においても、災害の被害に遭われた方々に対する法的支援は取組の大きな柱となりました。その前年からの平成30年7月豪雨に関する被災者法律相談援助を6月まで実施したほか、新たに令和元年10月の台風第19号に関する被災者法律相談援助を実施しています。また、その他の災害も含め、被害に関し利用者が必要とする情報をQ&Aにしてホームページに掲示し、迅速な情報提供に努めました。

加えて、昨今猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症に関するお悩みに対しても、いち早くQ&Aを作成しホームページでの情報提供を行いました。

また、昨年改正出入国管理法が施行され、今後外国人への法的支援ニーズが一層増大することが見込まれることから、外国人対応の充実に努めています。多言語情報提供サービスでは、平成31年4月から対応言語を2言語（ネパール語及びタイ語）増やし9言語にすることで、外国人利用者の使用言語の多様化にも対応しました。

今年度も、新型コロナウイルス感染症に関連した様々な法的問題への対応をはじめとし、多岐にわたる法的支援ニーズへの対応の充実が一層求められていると考えます。当センターは、これまでの取組を踏まえ、引き続き、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を目指し、組織体制の整備、業務の改善等をより適切に推進してまいります。

日本司法支援センター
理事長 板東 久美子



2 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

支援センターは、総合法律支援法（以下「法」といいます。）に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人で、同法が定める総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的としています（法第14条）。

(2) 業務内容

法等に基づき、主に次のような業務を行っています。

○本来業務（法第30条第1項）

ア 情報提供業務（第1号）

法的問題の解決に役立つ制度や、適切な相談機関・団体に関する情報を収集・整理し、電話、面談、電子メール等による問合わせに対して提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（第2号、第3号）

① 経済的にお困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用の立替え等を行う（代理援助及び書類作成援助）業務。

② 政令で指定する大規模災害の被災者に対し、資力を問わず生活の再建に当たり必要な法律相談を実施する被災者法律相談援助業務（平成28年7月1日施行）。

③ 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等（特定援助対象者）に対し、資力にかかわらず法律相談等を実施する特定援助対象者法律相談等援助業務（平成30年1月24日施行）。

ウ 国選弁護等関連業務（第6号）

① 国選弁護士及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、個別事件における国選弁護士及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護士及び国選付添人に対する報酬・費用の算定・支払等を行う業務。

② 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

エ 司法過疎対策業務（第7号）

身近に法律家がない、法的サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域を解消するため、支援センターに勤務する弁護士（常勤弁護士）が常駐する「地域事務所」を設置し、法的サービス全般の提供を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（第8号、第5号）

① 犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の方などが、そのとき最も必要とする支援を受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携して、適切な相談窓口の紹介や取次をし、必要に応じて、犯罪被害者の支援に理解と経験のある弁護士を紹介する業務。

② DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがある方に対し、資力にか

かわらず、被害の防止に関して必要な法律相談を実施するDV等被害者法律相談援助業務（平成30年1月24日施行）。

カ 被害者参加旅費等支給業務（第9号）

犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の方などが、適切に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人として公判期日（又は公判準備）に出席した際の旅費等を支給し、経済的な側面から犯罪被害者等を支援する業務。

○受託業務（法第30条第2項）

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

○東日本大震災法律援助事業（東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律第3条第1項）

東日本大震災について災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日時点で住所等を有していた方を対象に、資力の状況を問わず、無料で法律相談を行い（震災法律相談援助）、震災に起因する紛争について、裁判外紛争解決手続を含む従来の民事法律扶助制度より広い範囲の法的手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（震災代理援助、震災書類作成援助）業務。

3 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

令和元年度の法務省の政策体系は 15 の柱から構成されていますが、支援センターの各業務と法務省の政策ごとの予算との対応関係につきましては、以下のとおり「【基本政策】基本法制の維持及び整備」「【政策】司法制度改革の成果の定着に向けた取組」に係る「【施策】総合法律支援の充実強化」の下に位置づけられています。

法務省の政策体系	予算科目	支援センターの業務
【基本政策】基本法制の維持及び整備 【政策】司法制度改革の成果の定着に向けた取組 【施策】総合法律支援の充実強化 （裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）	日本司法支援センター運営費交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供業務 ・ 民事法律扶助業務 ・ 司法過疎対策業務 ・ 犯罪被害者支援業務
	国選辩护人確保業務等委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国選弁護等関連業務 ・ 犯罪被害者支援業務

4 中期目標

- (1) 日本司法支援センターが所掌する事務事業を取り巻く現状、目指すべき姿（法務省第4期中期目標（平成30年4月～令和4年3月））

支援センターは、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的として、総合法律支援法に基づき、平成18年4月に設立された法人です。

支援センターは、同年10月の業務開始以来、同法に基づき、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務等を実施してきたほか、いわゆる震災特例法に基づく東日本大震災法律援助事業の実施、「司法ソーシャルワーク¹」の推進など、総合法律支援の中核を担う法人として重要な役割を果たすとともに、国民生活に欠かせないセーフティネットとして機能してきたところ、今後も、こうした役割・機能を果たし、利用者である国民等のニーズに添えていくことが求められています。

特に、平成30年1月24日の改正総合法律支援法の全面施行に伴い、認知機能が十分でない高齢者・障害者等やストーカー・DV・児童虐待の被害者に対する新たな法的援助が追加されるなど、支援センターは、法的援助を要する者の多様化に対応することが期待されています。

また、平成29年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、「総合法律支援など頼りがいのある司法の確保」が掲げられたほか、平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供することが目標とされるなど、支援センターが中核を担うことが期待されている総合法律支援の実施及び体制の整備は、政府としてはもとより、国際的にも、重要な施策の1つとして位置付けられています。

さらに、平成28年4月に閣議決定された「第3次犯罪被害者等基本計画」をはじめとする政府の施策において、被害者支援の充実等が求められており、支援センターは、引き続き、犯罪被害者に対する支援に取り組んでいくことも期待されています。

[詳細につきましては、第4期中期目標をご覧ください。](#)

¹ 高齢者・障害者をはじめ、自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でないなどの理由で自ら法的援助を求めることが期待できない者に対し、福祉機関等と連携して働き掛け、そうした者の法的問題を含めた総合的な問題解決を図る取組をいいます。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標の名称等

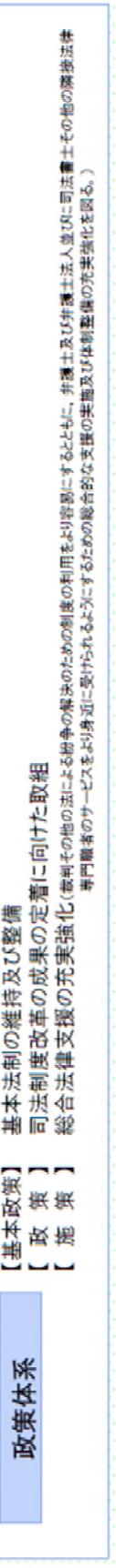
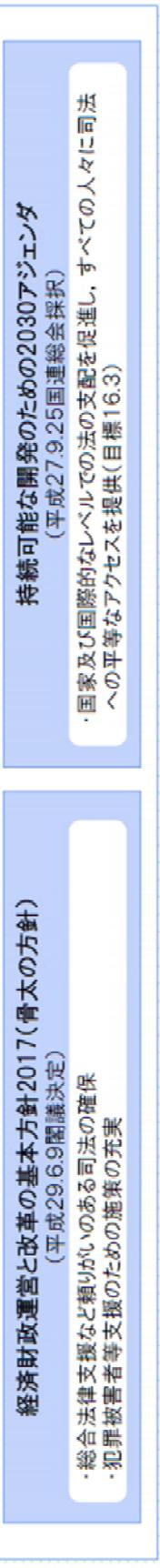
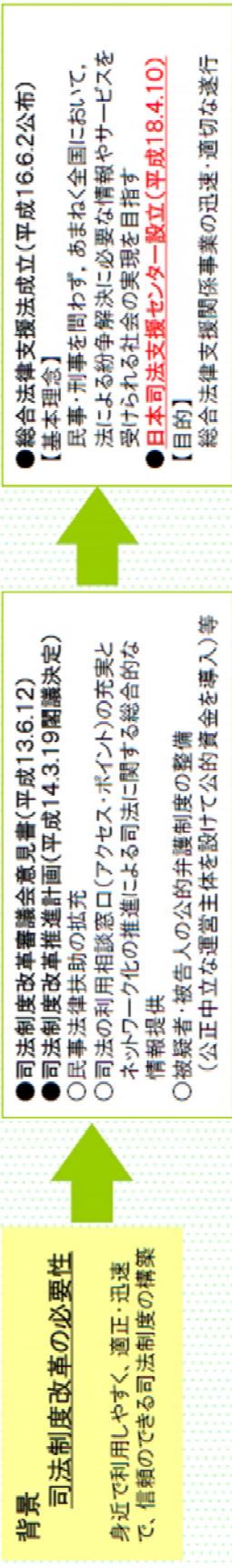
支援センターにおける開示すべきセグメント情報は、各々の業務内容を基にしており全部で8つに区分しています。なお、経理区分については、各業務と財源区分との関係などから2つに区分しており、これらの関係は次のとおりです。

一定の事業等のまとまり (セグメント区分)	勘定区分
情報提供業務	一般勘定
民事法律扶助業務	
受託業務	
犯罪被害者支援業務	一般勘定／国選弁護士確保業務等勘定
司法過疎対策業務	
国選弁護士等関連業務	国選弁護士確保業務等勘定

(3) 政策実施体系

次ページのとおり。

日本司法支援センター 政策体系図



日本司法支援センターの主な業務

情報提供

- 弁護士や、司法書士等の隣接法律専門職者などに関する情報を収集・整理し、以下の方法で提供
- コールセンターの設置
- 全国の地方事務所へ専門職員を配置
- ※紛争解決への道案内

民事法律扶助

- 資力の乏しい方に対し、民事に関する以下の援助を実施
- ・弁護士・司法書士費用の立替え
- ・書類作成費用の立替え
- ・無料法律相談
- 政令で指定する大規模災害の被災者に対する無料法律相談を実施
- 認知機能が十分でない方に対する資力を問わない法律相談を実施

国選弁護等関連

- 国選弁護に関する以下の業務を実施
- ・支援センターと契約した弁護士を国選弁護人候補として裁判所に通知
- ・国選弁護人に対する報酬の支払
- ※裁判員制度等の実施を支える国選弁護体制の整備

司法過疎対策

- 司法過疎地域に常勤弁護士を配置し、以下のサービスを提供
- ・有償での事件処理
- ・民事法律扶助業務・国選弁護人確保業務の全国均質遂行

犯罪被害者支援

- 犯罪被害者支援に関する以下の業務を実施
- ・刑事裁判に被害者参加する方の意見を聴き、被害者参加人に付される国選弁護士の候補を裁判所に通知
- ・被害者参加人への旅費等支給
- ・犯罪被害者支援に関する情報を収集・整理し、提供(弁護士も紹介)
- ・ストーカー等の被害者に対する資力を問わない法律相談を実施

5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

【法テラス運営理念】

使命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

行動指針

1. 私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
1. 私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
1. 私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
1. 私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
1. 私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

6 中期計画及び年度計画

第4期中期計画（平成30年4月～令和4年3月）に掲げる項目及びその主な内容と令和元年度の年度計画との関係は次のとおりです。

詳細につきましては、第4期中期計画及び令和元年度計画をご覧ください。

第4期中期計画と主な指標等	令和元年度計画と主な指標等
I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項	
1 職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上 2 常勤弁護士の採用，配置及び資質の向上 【困難度：高】 3 一般契約弁護士・司法書士の確保 4 事務所の存置等 【重要度・困難度：高】 5 関係機関等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な経験を積むことができる人事配置等を実施 ・ 職員に対する研修を適切に実施 ・ 常勤弁護士1人当たりの事件処理件数を前年度比で3パーセント以上増加 ・ 弁護士会及び司法書士会と連携し、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数を確保 ・ 事務所の存置・移設・設置の必要性を検討し、必要な見直しを進める。 ・ 各地方事務所において、地方協議会を1回以上開催 地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等に対する業務説明を実施し、特に、地方公共団体、福祉機関・団体に対する業務説明については、全国で1,000回以上実施
II. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
6 適切な情報提供の実施 7 法教育事業 8 民事法律扶助業務 【困難度：高】 9 国選弁護等関連業務 10 司法過疎対策業務 11 適切な（犯罪被害者）支援・援助の実施 【重要度：高】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者満足度調査において、5段階評価で平均4以上の評価を維持 ・ 全国で一般市民向け法教育企画を合計100回以上開催し、延べ4,000名以上の参加者を確保 ・ 福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助件数について、中期目標期間を通じて増加 ・ 各地方事務所・支部において、裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等）を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行う。 ・ 司法過疎地域事務所を設置していない地域における司法過疎対策について、関係機関等との連携を含め、効率的で効果的な方策を検討し、その実施を図る。 ・ 精通弁護士数を前年度以上とする。 ・ 全地方事務所において、女性の精通弁護士を複数名確保

12 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2週間以内の支給割合を前年度同水準とする。
Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項	
13 一般管理費及び事業費の効率化 【重要度：高】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理費：前年度比3%削減 ・ 事業費：前年度比1%削減 ・ 90パーセント以上の応答率を維持しつつも、1コール当たりの運営経費の削減に努める。 ・ 書面審査及び単独審査を活用するなどし、事務手続の合理化を図る。 ・ 報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件は地方事務所限りで処理する。
14 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）	
15 民事法律扶助業務	
16 国選弁護等関連業務	
Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項	
17 自己収入の獲得等 【困難度：高】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金の受入れや有償事件の受任等により、自己収入の獲得・確保に努める。地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得・維持に努める。 ・ 償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間の最終年度において90パーセント以上を目指す。 ・ 償還滞納率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合）について、前年度以下とする。 ・ セグメント情報の開示
18 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等 【重要度・困難度：高】	
19 財務内容の公表	
Ⅴ. その他業務運営に関する重要事項	
20 業務運営の体制維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保 ・ ガバナンスの強化 ・ 監査の充実及びコンプライアンスの強化 ・ 政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を実施 ・ 認知度調査における業務認知者の割合を中期目標期間を通じて増加 ・ ホームページの年間ページビュー数を第3期中期目標期間中の年間平均以上とする。 ・ 民事法律扶助業務に係る報酬及び費用の立替基準並びに国選弁護人等に支払う報酬及び費用の算定基準について、多角的視点から検討を行い、その結果の適切な反映
21 内部統制の確実な実施	
22 情報セキュリティ対策 【重要度：高】	
23 業務内容の周知を図る取組の充実 【重要度：高】	
24 報酬・費用の立替・算定基準	

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

ア 主務大臣

支援センターの主務大臣は、法務大臣となっています。

イ ガバナンス体制図

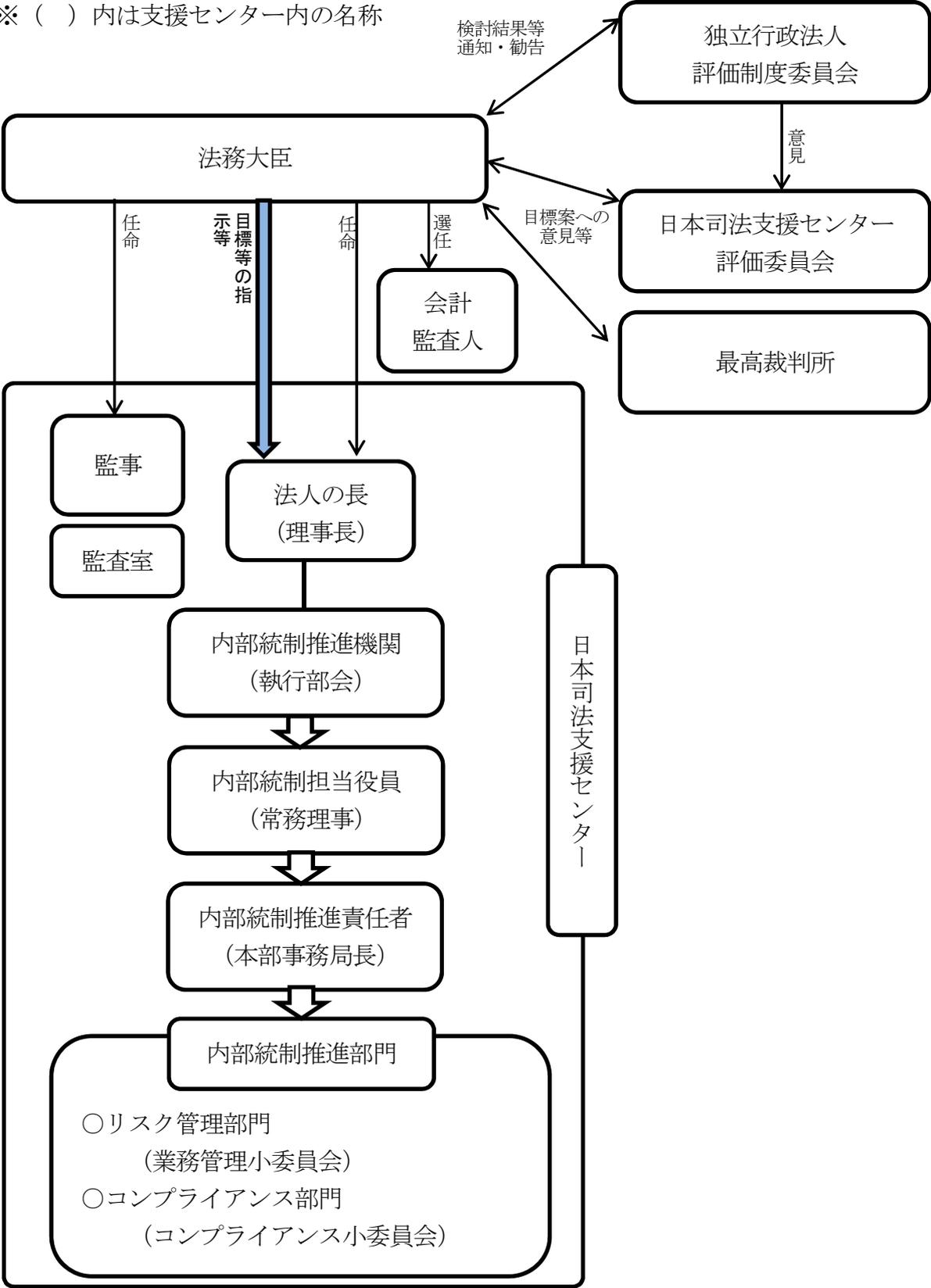
支援センターのガバナンス体制は次ページの図のとおりですが、業務方法書において、役員（監事を除く。以下本項においては同じ。）の職務の執行が総合法律支援法又はその他の法令に適合することを確保するための体制その他支援センターの業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図ることを定めています（業務方法書第86条）。

また、同じく業務方法書において、内部統制の推進に関し、役員を構成員とする、内部統制機関を設置し、本部事務所内に内部統制推進部門を設置するものと定められており（同第90条1項及び同条3項）、支援センターでは内部統制推進部門に該当する機関として内部統制推進委員会を設置しています。内部統制推進委員会の下に業務管理小委員会及びコンプライアンス小委員会を設置し、リスク管理及びコンプライアンスの観点から業務や組織体制の点検、見直しを検討しています。

内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書「第6章 内部統制システムの整備に関する事項」をご覧ください。

日本司法支援センターのガバナンス体制図

※ () 内は支援センター内の名称



(2) 役員等の状況

ア 定数

法第 22 条に基づき、役員として、理事長 1 名、監事 2 名、理事 4 名を置いています。理事長及び監事は、最高裁判所の意見を聴いて法務大臣が任命します。理事は、理事長が任命し、法務大臣へ届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています。

イ 役員一覧

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事長	ばんどう くみ こ 板東 久美子	自 平成30年 4月10日 至 令和 4年 3月31日	昭和52年 文部省入省 平成10年 秋田県副知事 平成25年 文部科学審議官 平成26年 消費者庁長官 平成28年 退官、消費者庁顧問 平成29年 消費者庁参与 平成30年 日本司法支援センター理事長
理 事 (常勤)	まるしま しゅんすけ 丸島 俊介	自 平成29年10月 1日 至 令和 2年 4月 9日	昭和53年 弁護士登録 (東京弁護士会) 平成20年 日本弁護士連合会事務総長 平成23年 原子力損害賠償支援機構理事 平成24年 法曹養成制度検討会議委員 平成29年 中央教育審議会法科大学院等 特別委員会委員 同 年 日本司法支援センター理事
理 事 (非常勤)	やまざき まなぶ 山崎 学	自 平成28年 4月10日 至 令和 2年 4月 9日	昭和51年 東京地方裁判所判事補任官 平成19年 札幌地方裁判所長 平成23年 千葉地方裁判所長 平成24年 東京高等裁判所部総括判事 平成25年 退官 平成26年 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 平成28年 日本司法支援センター理事

<p>理事 (非常勤)</p>	<p>きたはら ときひこ 北原 斗紀彦</p>	<p>自 平成30年 4月10日 至 令和 2年 4月 9日</p>	<p>昭和50年 時事通信社入社 平成21年 同本社編集特報本部長、記事審査、解説委員、編集委員 平成25年 時事通信出版局 代表取締役 平成27年 時事総合研究所 代表取締役 平成28年 時事通信社 退職 平成29年 東京簡易裁判所民事調停委員 平成30年 日本司法支援センター理事</p>
<p>理事 (非常勤)</p>	<p>しんぼ みか 新保 美香</p>	<p>自 平成30年 4月10日 至 令和 2年 4月 9日</p>	<p>平成元年 横浜市役所事務吏員（社会福祉主事） 平成 9年 明治学院大学社会学部社会福祉学科助手 平成16年 横浜市社会福祉審議会委員 平成21年 明治学院大学社会学部社会福祉学科教授 平成27年 厚生労働省社会保障審議会臨時委員 平成30年 日本司法支援センター理事 平成31年 厚生労働省社会保障審議会委員</p>
<p>監事 (非常勤)</p>	<p>つくま とらお 津熊 寅雄</p>	<p>自 平成27年12月21日 至 令和 3年度財務諸表承認日</p>	<p>昭和56年 東京地方検察庁検事任官 平成20年 宮崎地方検察庁検事正 平成21年 広島高等検察庁次席検事 平成23年 高松地方検察庁検事正 平成24年 退官 同 年 公証人（上野公証役場） 平成27年 日本司法支援センター監事</p>
<p>監事 (非常勤)</p>	<p>やました やすこ 山下 泰子</p>	<p>自 平成24年 9月 3日 至 令和 3年度財務諸表承認日</p>	<p>昭和62年 監査法人トーマツ入社 平成14年 新日本監査法人入社 平成22年 司法書士法人最首総合事務所 平成23年 司法書士登録 平成24年 日本司法支援センター監事 平成25年 司法書士山下泰子事務所</p>

(令和2年3月31日現在)

ウ 理事の業務分担

理事名	担 当
丸島理事	総務、業務全般の統括
山崎理事	国選弁護等関連業務、犯罪被害者支援業務
北原理事	情報提供・関係機関連携業務、広報・調査室業務
新保理事	民事法律扶助業務、司法ソーシャルワーク業務

エ 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員（常勤弁護士を含みます。）は、令和元年度末現在 935 人（前期比 5 人増加、0.5%増）であり、平均年齢は 40.7 歳（前期末 39.7 歳）となっています。このうち、国等からの出向者は 28 人、令和元年 3 月 31 日退職者は 39 人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

本部を東京都中野区に置くとともに、【別紙 2】のとおり、全国に事務所がありますが、いずれも賃貸であり所有する施設はありません。

(5) 純資産の状況

ア 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	351	0	0	351
資本金	351	0	0	351

イ 目的積立金等の状況

令和元年度は、目的積立金の申請を行っていません。

繰越積立金の取崩状況については、業務統合管理システムの利用開始等により、前中期目標期間繰越積立金（376 百万円）を取り崩しています。

(6) 財源の状況

ア 財源（収入）の内訳（運営費交付金、国庫補助金、業務収入、その他）

令和元年度の法人単位の収入決算額は47,022百万円であり、国からの財政措置の他にも様々な収入があり、その内訳は以下のとおりです。（単位：百万円）

区 分	金 額	構成比率
前年度繰越金	1,427	3.0%
運営費交付金	15,861	33.7%
受託収入	17,857	38.0%
補助金等収入	55	0.1%
事業収入	11,744	25.0%
事業外収入	79	0.2%
合計	47,022	100%

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

イ 自己収入に関する説明

支援センターにおける主な自己収入は、主として、民事法律扶助業務に係る事業収入11,500百万円、常勤弁護士が実施する有償受任事件からの収入として司法過疎対策業務に係る事業収入237百万円、日本弁護士連合会からの受託収入874百万円にて構成されています。

[詳細につきましては、後述の「9 業績の適正な評価の前提情報」の事業スキームもご覧ください。](#)

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

支援センターは、国民等が、法的問題を解決するための制度をより容易に利用でき、弁護士・司法書士等の法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするという「総合法律支援」に関する事業の実施態勢を充実・強化するために設立された法人です。あまねく全国において、誰もが、いつでも、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指すとともに、セーフティネットとして、引き続き社会貢献を果たしてまいります。

令和元年度は、大きな被害をもたらした災害への対応として、令和元年台風第15号及び令和元年台風第19号において利用者が必要とする情報をQ&Aにしてホームページに掲示し、迅速な情報提供に努めました。また、令和元年台風第19号の被災者に対し、「被災者専用フリーダイヤル」による情報提供を行うとともに、令和元年10月18日から被災者法律相談援助を実施しました。

さらに、昨今猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症に関するお悩みに対しても、いち早くQ&Aを作成しホームページでの情報提供を行いました。

そのほか、日本の法制度や相談窓口情報に関する外国人利用者のニーズに対応するため、多言語情報提供サービスでは、平成31年4月1日から対応言語を2言語（ネパ

ール語及びタイ語) 追加し、9言語とすることで外国人利用者の使用言語の多様化にも対応しました。

加えて、改正総合法律支援法により、超高齢社会の到来をはじめとする社会構造の変化、法的援助を要する者の多様化によりの確に対応するために、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等に対し、資力にかかわらず法律相談等を実施する特定援助対象者法律相談援助や、DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがある方に対し、資力にかかわらず、被害の防止に関して必要な法律相談を実施するDV等被害者法律相談援助が開始され(平成30年1月24日施行)、令和元年度は関係機関と協議等を行い、適切な援助を実施できる体制を構築し、これらの業務に取り組んでいます。

また、環境配慮として、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第7条第1項の規定に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとしています。

(8) その他源泉の状況(法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉)

支援センターは、民事法律扶助業務を承継した財団法人法律扶助協会時代から培われた知見やノウハウ、開業から業務運営を通じてこれまでその時々々のニーズに対応する等して蓄積・整備された法的トラブルに係る「よくある質問と答え」(FAQ)や関係機関情報データベース、全国で幅広く活動する常勤弁護士等、様々な強みを有しており、質の高い、豊かな法的サービスの源泉となっています。その状況は以下のとおりです。

ア 「裁判を受ける権利」を実質的に保証する民事法律扶助業務

憲法32条は、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」ことを保障していますが、訴訟に要する様々な費用を自ら負担できなければ、実際に自分の権利を裁判によって実現することはできません。また、国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」でも、「全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する」ことが目標の一つに掲げられています(ターゲット16.3)。法律扶助は、弁護士・司法書士の費用を援助することによって、「裁判を受ける権利」を実質的に保障する制度と位置付けられています。

法律扶助は、昭和27年に設立された財団法人法律扶助協会によって長年担われてきました。そして、平成18年10月に支援センターに承継されたものです。

イ 利用者のニーズに即した豊富なFAQや関係機関情報データベース

支援センターでは、様々な問合せに対する的確な情報提供が行えるよう、法制度情報をFAQとして整備しています。また、全国の相談窓口情報をデータベース化して、データの拡充と最新化に努めています。

令和元年度は、FAQについて、令和元年台風第15号及び第19号の発生を受け、

既存のFAQを基に新たに被災者支援のためのQ&Aを迅速に作成の上、ホームページ上に掲載しました。また、よく利用されるFAQ1,143件をホームページ上で継続公開するとともに、関係省庁・機関等からの法改正情報の提供を契機として、関連するFAQ193件を更新、21件の新規作成を行いました。相談窓口情報については、関係機関の本部と連携し、データベースの情報を一括収集するなど追加更新方法を見直し、「年金事務所」、「職業安定所（ハローワーク）」、「公益社団法人家庭問題情報センター」等について統一的な整備を実施しました。また、令和元年台風第19号の発生を受け、弁護士会・司法書士会の無料相談会情報を取りまとめたものをシステム上で全国の職員と共有しています。令和元年度中に相談窓口情報約1,930件を更新、約270件を追加しました。

ウ 司法アクセスを拡充する常勤弁護士の幅広い活動

支援センターの常勤弁護士は、自ら法律事務所を開業したり、法律事務所で雇用されて活動する一般的な弁護士と異なり、支援センターに給与制で雇用された弁護士です。司法へのアクセスが何らかの事情で妨げられているために、弁護士による法的支援が受けられないでいる方々のために活動をしています。

例えば、身近に弁護士がいない場合もあれば、まとまった弁護士費用を用意できないという場合等がありますが、近年では、認知能力が不十分であるために自ら法的支援を求めることが難しい例があることも明らかになってきました。こうした多様な事情を抱える方々にも司法にアクセスしていただけるように、創意工夫を重ね、福祉関係機関と連携して出張相談等のアウトリーチの手法による法的支援に取り組んでいるほか、地方自治体に働き掛けて「成年後見センター」の設立を推し進めるなど、個別の法的支援を行うだけでなく、地域課題を解決するための仕組みづくりを後押しするといった役割も担っています。

このように、多くの常勤弁護士がそれぞれの勤務地で弁護士会や地方自治体等の関係機関と連携し、全国の仲間と助け合いながら、今日も様々な法的問題の解決にあたっています。

8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

令和元年度は、内部統制推進委員会の定期的な開催など組織全体で計画的な取組を実施しました。

内部統制推進委員会の下に業務管理小委員会とコンプライアンス小委員会を設置していますが、業務管理小委員会では、平成 30 年度に実施した情報提供業務に関するアンケート調査において、引き続き改善の必要性が見受けられた地方事務所に対して改めてフォローアップ調査を実施するとともに、同じく平成 30 年度に実施した内部監査での指摘事項等に関してモニタリングを行い、改善に向けた必要な措置を検討・実施しました。コンプライアンス小委員会では、職員に対するコンプライアンス教育を強化するため定期的なコンプライアンス情報の発信やコンプライアンス・マニュアルに対する理解度テストなどを実施しています。

支援センターでは業務において多くの個人情報等を取り扱うことから「情報セキュリティ対策」、業務を法令に基づいて適正に遂行するため、職員の「コンプライアンス意識の醸成」に特に取り組んでいます。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

ア 情報セキュリティ対策の実施

セキュリティを強化したインフラ共通基盤を導入したほか、昨今の公的機関への標的型攻撃の実例及び支援センターとしての対策を盛り込んだ研修、訓練及び教育を実施しました。

職員階層別研修において、情報セキュリティ対策をテーマとした講義を実施しました。

また、「標的型攻撃メール対策訓練」として、業務上外部とメールでの連絡を必要とする職員を対象に、昨今の標的型攻撃の実例を踏まえた標的型攻撃メールの対策訓練を実施したほか、全職員を対象に、標的型攻撃を含む不審メールへの防御及び理解促進のため、事務連絡を発出して教育サイトを紹介するなどし、注意喚起を徹底しました。

さらには、職員の情報セキュリティ意識向上のために統一的な教育資料を作成・配布した上、全職員を対象とした情報セキュリティ教育を実施し、チェックシートを利用した自己点検を実施しました。

イ 内部監査指摘事項の業務運営への反映

業務管理小委員会においては、平成 29 年度に実施したアンケート調査において、引き続き改善の必要性が見受けられた事項について、地方事務所、支部、出張所に対して改めてアンケート調査を実施し、その対応状況を確認するとともに更なる改善策の実施を求めました。

さらに、平成 29 年度に実施した内部監査結果の指摘事項を分析し、その改善状況をモニタリングしました。地方事務所等に対するアンケート調査の実施及び内部監

査結果の指摘事項のモニタリングを行い、その結果を本部関係課室と共有するなどして、業務改善の取組を推進し、内部監査指摘事項が業務運営へ反映されるように取り組みました。

ウ 職員に対するコンプライアンスの推進

支援センターの業務運営には、職員の適切な事務遂行が欠かせないところ、法令順守の意識を常に高く維持する必要性があり、業務運営上の重要な課題として認識しています。そのため、前述のとおり本部に設置された課室から横断的に実務に精通したメンバーを招集し、コンプライアンス小委員会を設置しています。

同委員会では、コンプライアンス・マニュアルの改定に関する事例検討会用の事例を作成するなどし、地方事務所においてこれに基づき事例検討会を実施（全職員対象）させたり、ガバナンス・レポートの発刊（2回）をしたり、全職員を対象にコンプライアンス・マニュアルの理解度チェックを実施して、コンプライアンスの重要性への理解の促進に努めました。さらには、職員階層別研修において、コンプライアンスに関する講義の時間を設定して、実施しています。

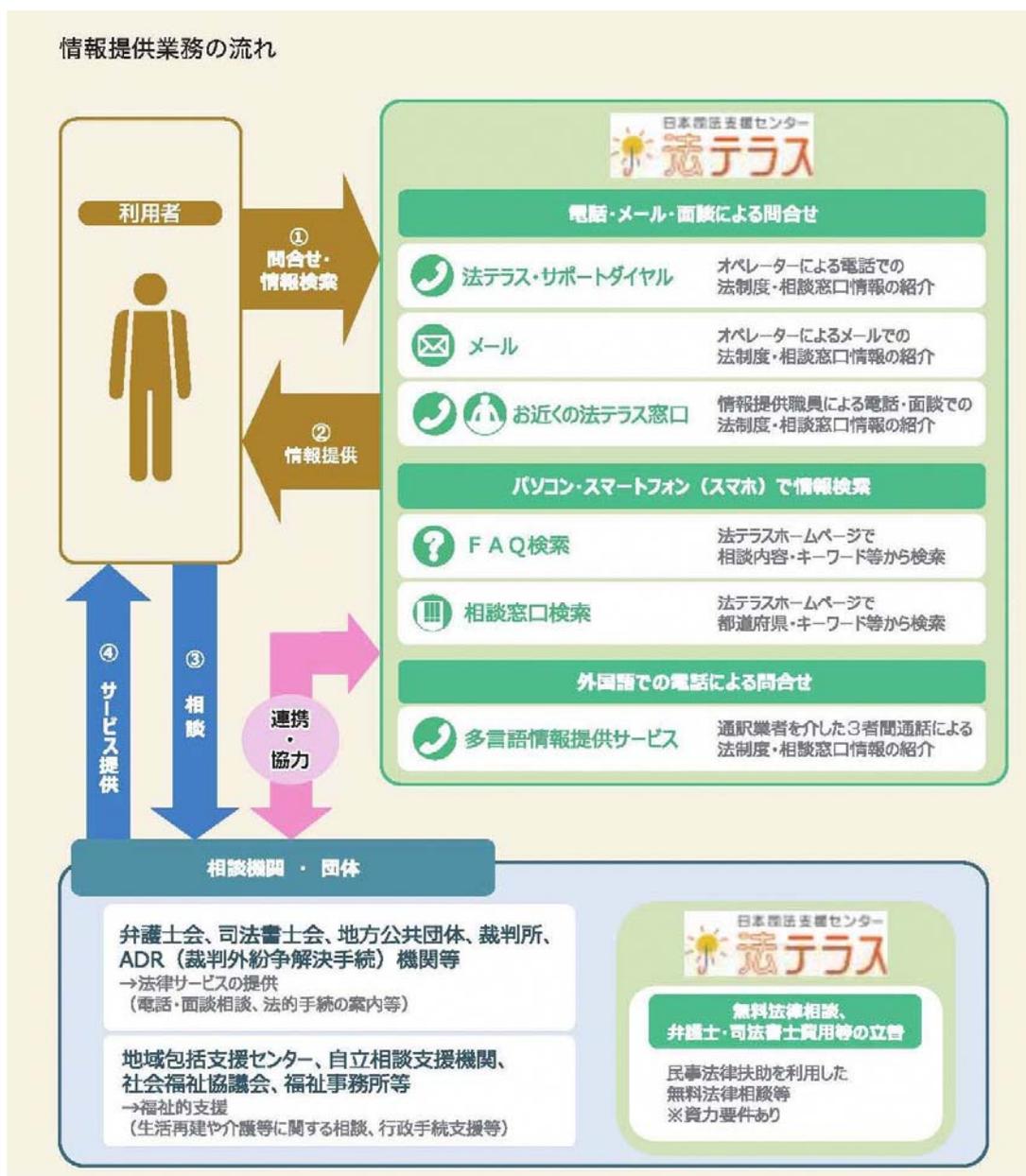
[詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。](#)

9 業績の適正な評価の前提情報

令和元事業年度の支援センターの各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提となる、主な事業スキームを示します。

(1) 情報提供業務

利用者からの問合せに応じて、法制度に関する情報及び相談機関・団体（弁護士会、司法書士会及び地方公共団体等）の相談窓口等に関する情報を無料で提供する業務です。その全国統一窓口であるコールセンター（愛称「法テラス・サポートダイヤル」）の運営については、業務開始当初から平成 22 年度までは外部業者に委託をしてきましたが、平成 23 年度からは自主運営を開始しました。事業の財源は、運営費交付金収益等です。



(2) 民事法律扶助業務

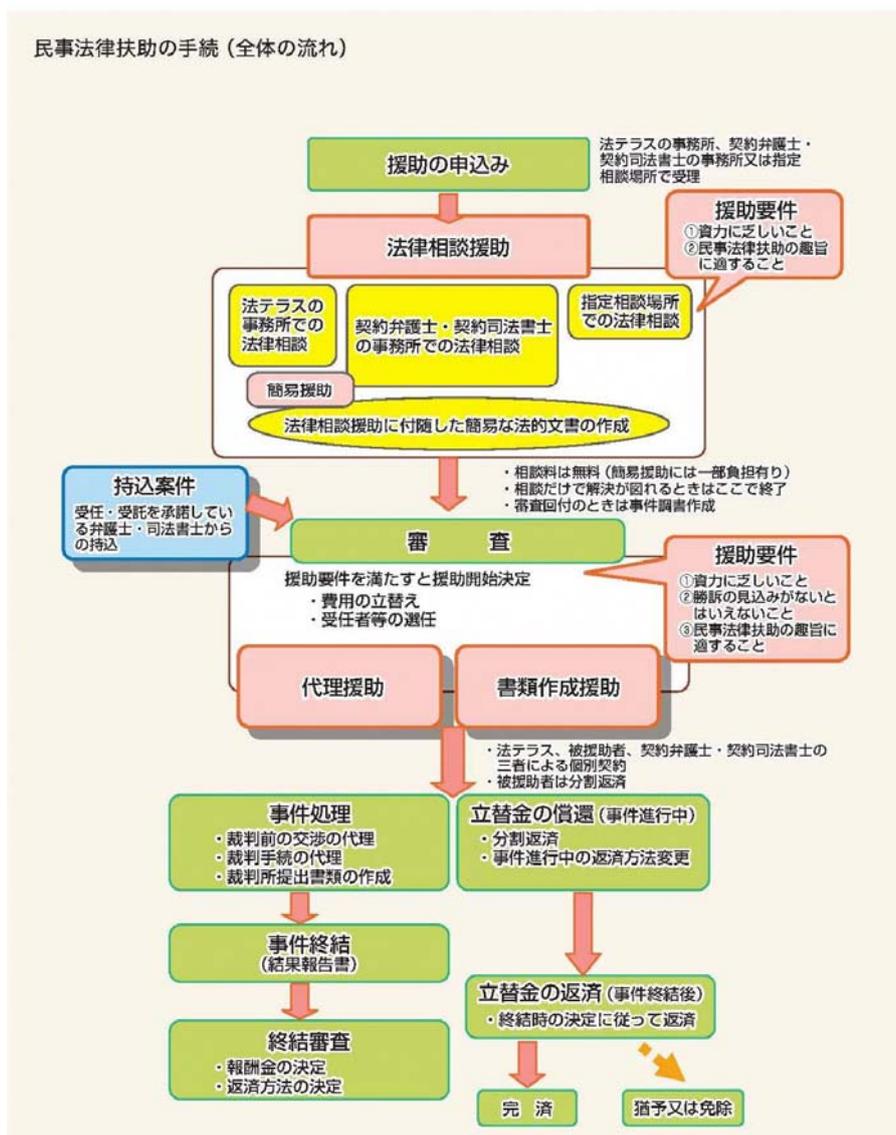
経済的にお困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合には、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用の立替え等を行う（代理援助及び書類作成援助）業務です。

平成 28 年 7 月 1 日から、政令で指定する大規模災害の被災者に対し、資力を問わず生活の再建に当たり必要な法律相談を実施する被災者法律相談援助業務を行っています。

また、平成 30 年 1 月 24 日から、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等（特定援助対象者）に対し、資力にかかわらず法律相談を実施する特定援助対象者法律相談等の援助業務を行っています。

事業の財源は、費用立替制度を利用された方々からの償還金、民事法律扶助事業収益¹、資産見返運営費交付金戻入²及び運営費交付金収益等となっています。

- 1 常勤弁護士が担当した民事法律扶助事件の対価（着手金、実費及び報酬金）として、その年度中に確定した額。
- 2 民事法律扶助立替金に係る貸倒引当金を計上するために、貸倒引当金繰入額に対応して計上される損益計算上の収益。この計上のために改めて運営費交付金が投入されるものではありません。



(3) 震災法律援助扶助業務

平成 24 年 4 月 1 日に東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律が施行されたことに伴い、翌 2 日より、全国の地方事務所にて、東日本大震災法律援助事業を開始しました。

この事業は、震災発生時に災害救助法適用市町村（東京都を除く）に住所又は営業所等があった方を対象に、資力を問わず、震災に起因する紛争について対象手続を ADR にも拡げて援助を行うものです。

前述の民事法律扶助業務の実績には、この震災法律援助業務の実績を含めて表示しています。

スキームはほぼ民事法律扶助業務と同じですが、違いもあります。その違いを比較すると以下のとおりとなります。

	震災法律援助業務	民事法律扶助業務
利用者の条件	東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村（東京都を除く）に平成23年3月11日時点で住居や営業所等があった方	収入や資産（預貯金・不動産等）が一定額以下である方
無料法律相談の対象	刑事事件を除くすべて	刑事事件を除くすべて
弁護士・司法書士による「代理」の対象	<ul style="list-style-type: none"> ■震災に起因する事件の以下の手続 ・民事、家事、行政に関する裁判所の手続（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む） ・ADR機関の手続 ・行政不服審査などの行政手続 	民事、家事、行政に関する裁判所の手続（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む）
弁護士・司法書士による「書類作成」の対象	<ul style="list-style-type: none"> ■震災に起因する事件の以下の書類 ・訴状等の民事裁判上の書類 ・ADR手続上の書類 ・行政不服手続上の書類 ・東京電力株式会社に対する請求書等 	訴状等の民事裁判上の書類
弁護士・司法書士費用の返済	事件の終了時から月々1万円もしくは5千円というように分割で返済	原則として事件の開始時から月々1万円もしくは5千円というように分割で返済

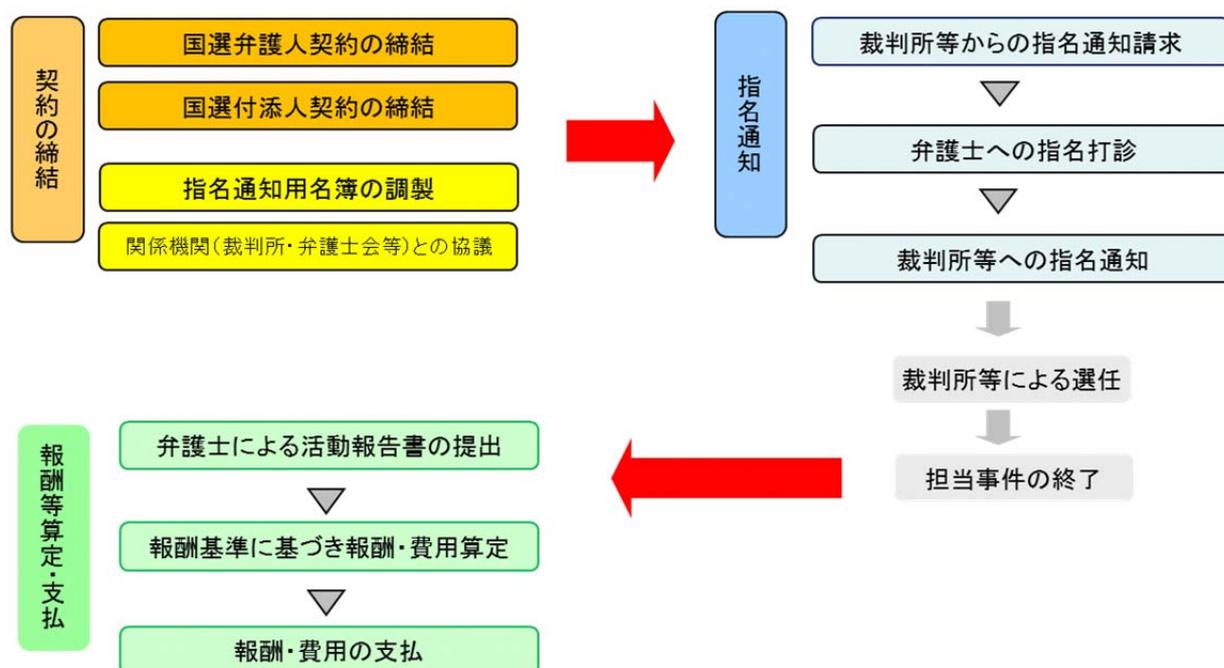
(4) 国選弁護等関連業務

国からの委託を受け、①国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、個別の事件における国選弁護人及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知並びに国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の算定・支払等を行う業務、②国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等並びに③被害者参加人に対する旅費等の支給を行う業務です。

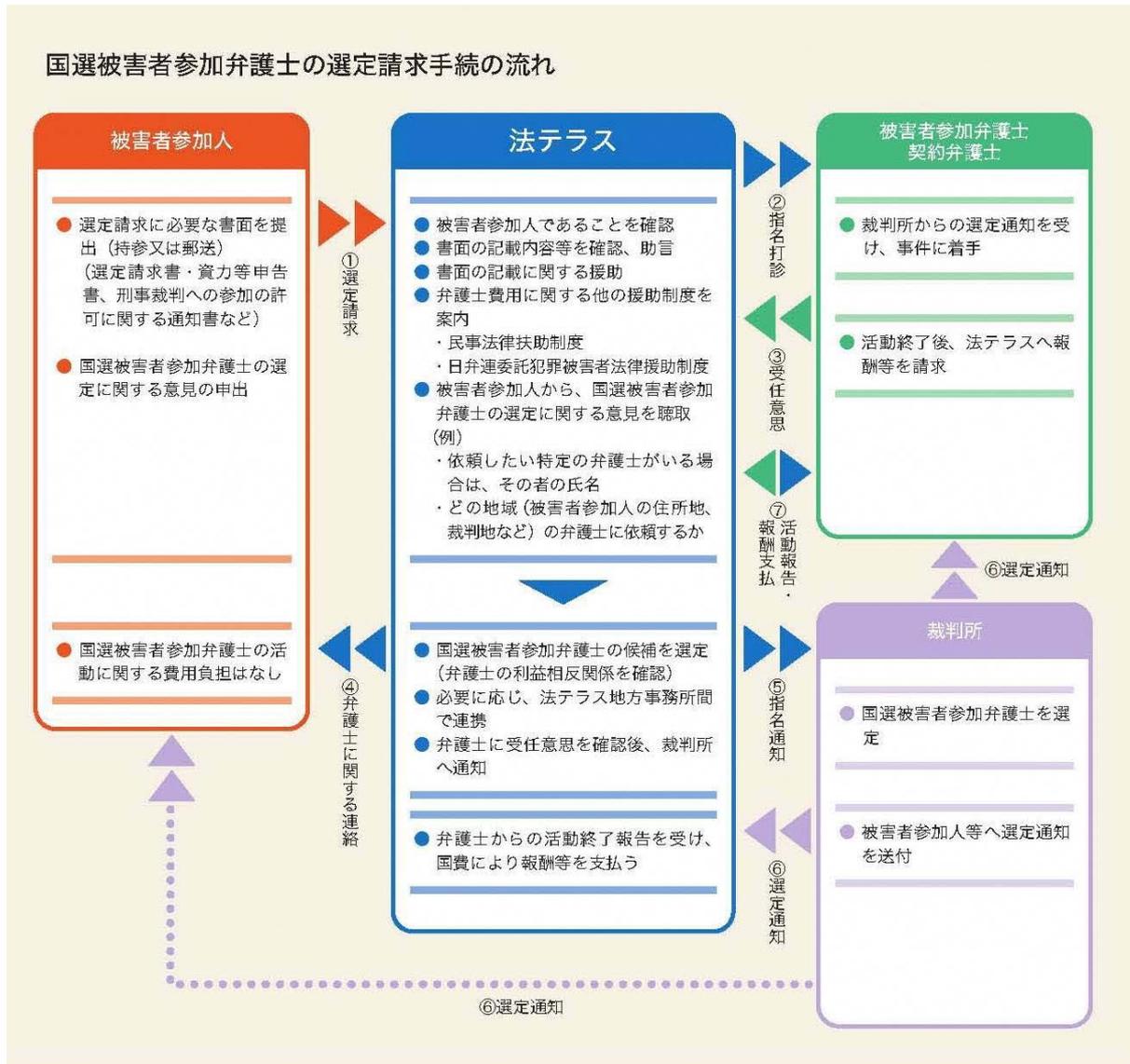
事業の財源は、政府受託収益等となっています。

ア 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、個別事件における国選弁護人及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知並びに国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の算定・支払等を行う業務

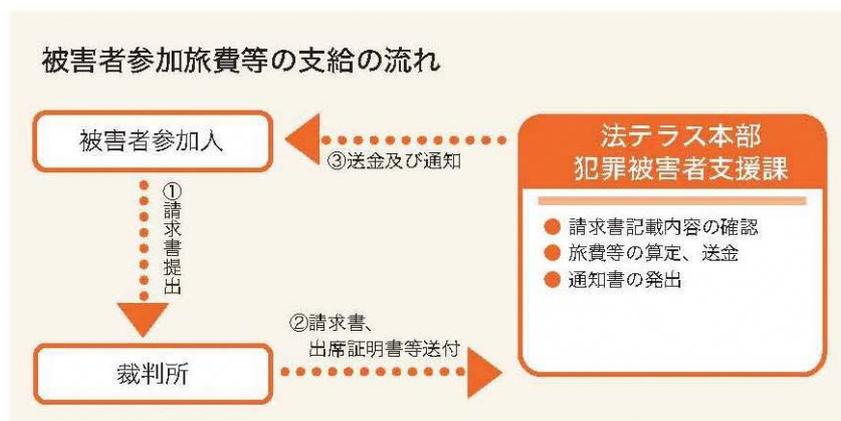
国選弁護関連業務の概要



イ 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知



ウ 被害者参加人に対する旅費等の支給を行う業務



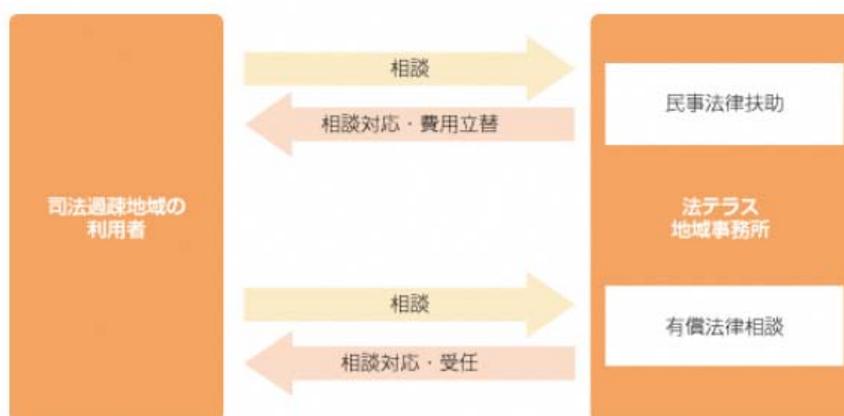
(5) 司法過疎対策業務

身近に法律家がない、あるいは法的サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域を解消するため、支援センターに勤務する弁護士（常勤弁護士）が常駐する「地域事務所」を設置するなどし、法的サービス全般の提供を行う業務です。

平成 31 年 4 月で、司法過疎地域事務所は 34 カ所となっています。

常勤弁護士の限られた労力を、司法過疎地域の利用者のニーズに応じてバランスよく法的サービス提供に用いることで、民事法律扶助事件、国選弁護事件及び有償事件を幅広く取り扱いました。

事業の財源は、有償受任事業収益及び運営費交付金収益等となっています。



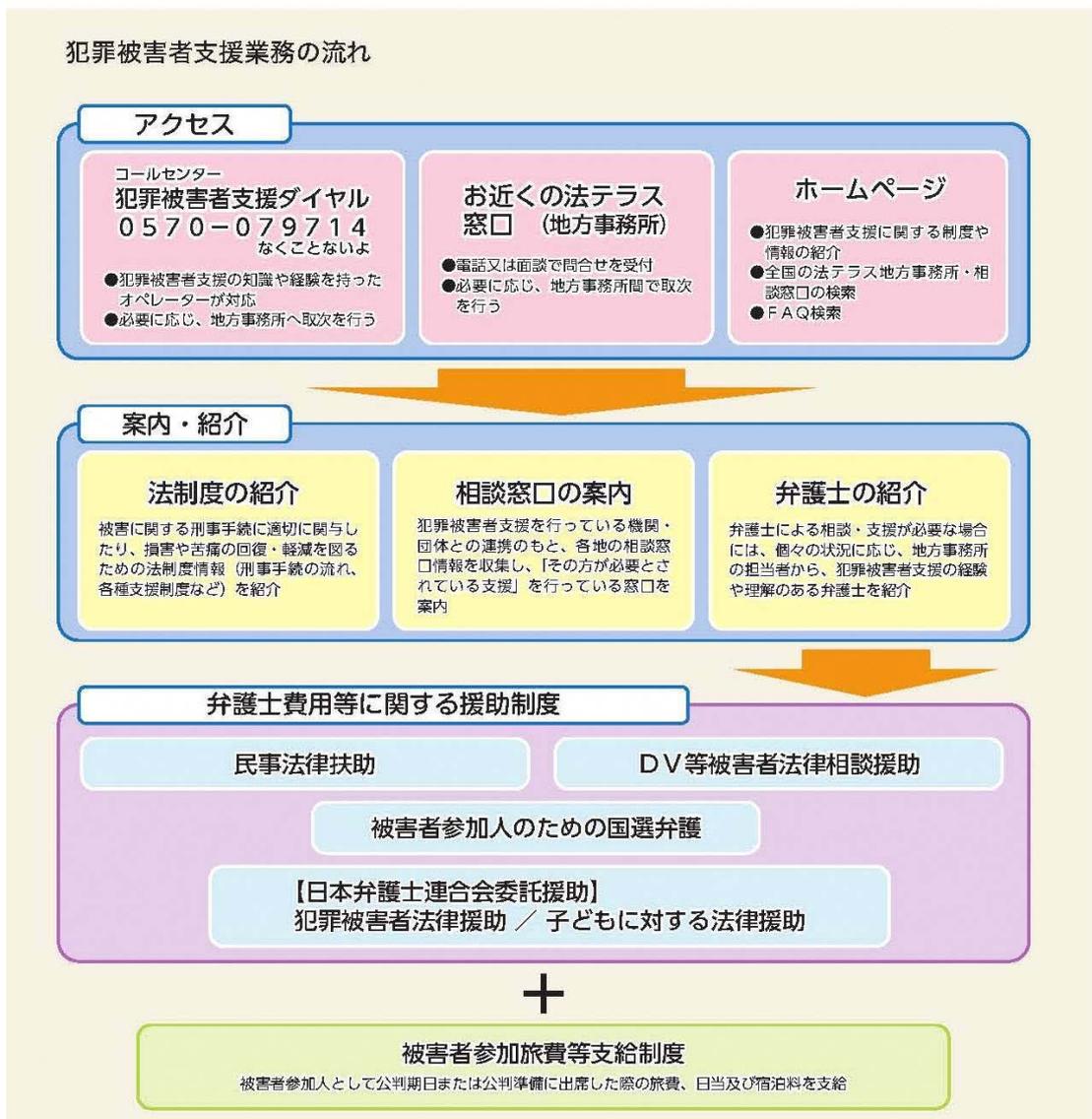
(6) 犯罪被害者支援業務

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などに対し、犯罪により被った損害や苦痛の回復・軽減を図り、その被害に関する刑事手続に適切に関与するための支援を行う業務です。

具体的には、法制度に関する情報の提供、犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携による相談窓口の案内・取次、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務、被害者参加旅費等支給制度に関する業務があります。

また、平成30年1月24日から、DV・ストーカー・児童虐待の被害者を対象に、資力にかかわらず法律相談を実施するDV等被害者法律相談援助業務を行っています。

事業の財源は、運営費交付金収益及び政府受託収益等となっています。（政府受託収益を財源とするものについては、(4) 国選弁護等関連業務に説明を記載しています。）



(7) 受託業務

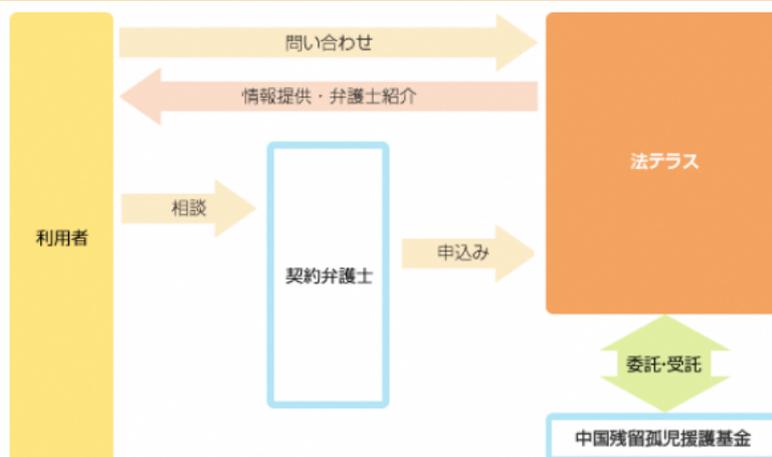
支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務であり、平成19年4月1日より公益財団法人中国残留孤児援護基金から「中国残留孤児援護基金委託援助業務」（※令和2年3月31日をもって受託終了）、同年10月1日より日本弁護士連合会から「日本弁護士連合会委託援助業務」を受託しています。

【中国残留孤児援護基金委託援助業務】

本邦に永住帰国した中国残留邦人等は、本邦における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続を必要とし、戸籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立等が行われることとなりますが、このうち、身元判明者に対する弁護士による法的援助業務を受託しています。

事業の財源は、公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託費となっております。

中国残留孤児援護基金委託援助業務の流れ

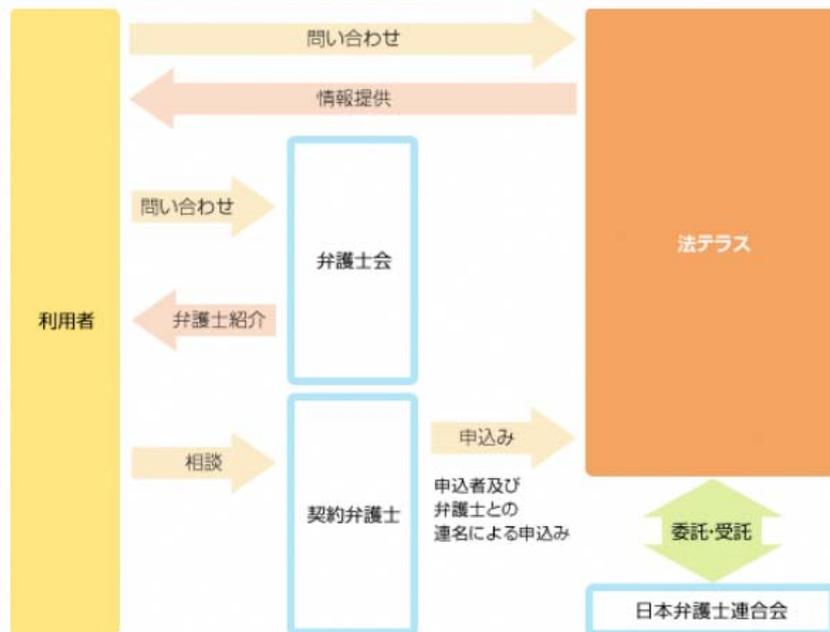


【日本弁護士連合会委託援助業務】

総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない方を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行っています。

事業の財源は、日本弁護士連合会からの委託費（日弁連受託事業収益）となっています。

受託業務の流れ



10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 令和元年度の業務実績とその自己評価

支援センターは、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指すとともに、社会のセーフティネットとして、国民等のニーズに十分に答えていくため、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。

令和元年度は年度計画及び第4期中期計画に沿って、より適切な業務運営を通じて、国民等のニーズ、とりわけ、司法に手が届きにくい人のニーズに十分に答えることができるよう本中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行ってまいりました。

各業務（セグメント）毎の具体的な取り組み結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

[詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。](#)

項目	評価(注)	行政コスト
I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項		
1 職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上	B	
2 常勤弁護士の採用，配置及び資質の向上【難易度：高】	C	
3 一般契約弁護士・司法書士の確保	B	
4 事務所の存置等【重要度・難易度：高】	B	
5 関係機関等との連携強化	C	
II. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
6 適切な情報提供の実施	A	1,048百万円(※1)
7 法教育事業	A	
8 民事法律扶助業務【重要度：高】	B	11,222百万円(※2)
9 国選弁護等関連業務	A	14,945百万円(※3)
10 司法過疎対策業務	B	3,003百万円(※4)
11 適切な（犯罪被害者）支援・援助の実施【重要度：高】	B	606百万円(※5)
12 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施	B	
III. 業務運営の効率化に関する事項		
13 一般管理費及び事業費の効率化【重要度：高】	B	
14 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）	B	(※1、5の合計)
15 民事法律扶助業務	B	(※2)
16 国選弁護等関連業務	B	(※3)
IV. 財務内容の改善に関する事項		
17 自己収入の獲得等【難易度：高】	B	

18 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等【重要度・難易度：高】	A	(※2)
19 財務内容の公表	B	
V. その他業務運営に関する重要事項		
20 業務運営の体制維持	B	
21 内部統制の確実な実施	B	
22 情報セキュリティ対策【重要度：高】	B	
23 業務内容の周知を図る取組の充実【重要度：高】	B	
24 報酬・費用の立替・算定基準	B	

(注1) ピンク色はセグメント区分を表しています。

- ※1…情報提供業務、※2…民事法律扶助業務、※3…国選弁護等関連業務、
- ※4…司法過疎対策業務、※5…犯罪被害者支援業務

(注2) 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準とする。

・各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおりとする。

S：支援センターの活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：支援センターの活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満）。

・なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）

D：目標の水準を満たしておらず、抜本的な業務の見直しが必要

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
評定	B	—	—	—
理由	平成 30 年度については、一部の項目に A 又は C 評定があるものの、重要度「高」又は難易度「高」とされた業務を含めて、全般的には B 評定が多数を占めており、中期目標の達成に向けておおむね順調な組織運営が行われている。			

(注) 評価区分

- S：支援センターの活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A：支援センターの活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、抜本的な改善を求める。

1 1 予算と決算との対比

要約した法人単位決算報告書

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差額理由
収入			
前年度繰越金	—	1,427	(注1)
運営費交付金	15,508	15,861	
受託収入	18,026	17,857	
補助金等収入	62	55	(注2)
事業収入	12,521	11,744	
事業外収入	61	79	(注3)
支出			
事業経費	33,802	33,254	
一般管理費	3,835	3,353	(注4)
人件費	8,541	8,665	

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

予算額と決算額の差額の説明

(注1) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分 689 百万円、前中期目標期間繰越積立金 387 百万円及び政府出資金 351 百万円です。

(注2) 補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金の収益計上の実績が少なかったことによります。

(注3) 事業外収入の予算額と決算額の差は、共通勘定の収益計上の実績が多かったことによります。

(注4) 一般管理費の予算額と決算額の差は、調達内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによります。

[詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。](#)

12 財務諸表

要約した法人単位財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金(*1)	8,314	運営費交付金債務	1,118
未収金	1,450	未払金	6,591
民事法律扶助立替金	30,124	賞与引当金	534
貸倒引当金	△ 22,109	その他	780
賞与引当金見返	534	固定負債	
その他	137	資産見返負債	9,029
固定資産		退職給付引当金	2,780
有形固定資産	811	資産除去債務	224
無形固定資産	1,342	その他	685
破産更生債権等	10,866		
貸倒引当金	△ 10,866	負債合計	21,741
退職給付引当金見返	2,780	純資産の部	
その他	359	資本金	
		政府出資金(*2)	351
		資本剰余金(*3)	552
		利益剰余金(*4)	1,098
		純資産合計(*5)	2,001
資産合計	23,742	負債純資産合計	23,742

(注) 百万円未満を四捨五入している関係上、合計等の金額について、内訳の計と一致しない場合があります(以下同様)。

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	37,689
経常費用(*6)	34,677
臨時損失(*7)	3,012
その他行政コスト	-
行政コスト合計	37,689

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A) (*6)	34,677
業務費	
契約弁護士報酬	16,496
人件費	6,497
貸倒引当金繰入額	4,824
貸倒損失	859
その他	563
一般管理費	
人件費	1,813
不動産賃借料	1,512
その他	2,096
財務費用	17
経常収益 (B)	35,221
運営費交付金収益	10,038
政府受託収益	16,787
民事法律扶助事業収益	601
有償受任事業収益	237
日弁連受託事業収益	873
その他自己収益	67
資産見返負債戻入	5,648
賞与引当金見返に係る収益	534
退職給付引当金見返に係る収益	362
財務収益	0
雑益	73
臨時損失 (C) (*7)	3,012
臨時利益 (D)	3,012
当期総利益 (E=(B+D)-(A+C))	545

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金 (*2)	資本剰余金 (*3)	利益剰余金 (*4)	純資産合計 (*5)
当期首残高	351	177	930	1,457
当期変動額		376	168	544
固定資産の取得		376		376
当期純利益			544	544
前中期目標期間 繰越積立金取崩額			△ 376	△ 376
当期末残高	351	552	1,098	2,001

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	1,213
民事法律扶助立替金の支出	△ 15,990
契約弁護士報酬の支出	△ 16,399
物品又はサービスの購入による支出	△ 3,942
人件費支出	△ 8,156
その他業務支出	△ 6
運営費交付金収入	15,861
政府受託収入	16,904
民事法律扶助立替金の償還等による収入	11,648
有償業務による収入	245
その他業務収入	1,047
投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 158
財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 319
資金に係る換算差額 (D)	△ 0
資金増加額 (E=A+B+C+D)	735
資金期首残高 (F)	7,479
資金期末残高 (G=F+E) (*8)	8,214

[詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。](#)

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高(*8)	8,214
定期預金	100
現金及び預金(*1)	8,314

13 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

各財務諸表の概要

(1) 貸借対照表

令和元年度末現在の資産の合計は23,742百万円であり、前年度との比較で3,395百万円増加しました。これは、改訂後の独立行政法人会計基準等を適用して退職給付引当金見返2,780百万円を新たに計上したこと等が主な要因です。

負債の合計は21,741百万円であり、前年度との比較では2,851百万円増加しました。資産と同じく、独立行政法人会計基準の改訂の影響を受けており、退職給付引当金2,780百万円を新たに計上したこと等が主な要因です。

(2) 行政コスト計算書

令和元年度の行政コストは、37,689百万円であり、これは、主に会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入495百万円、会計基準改訂に伴う退職給付費用2,517百万円を臨時損失として計上したことによるものです。

(3) 損益計算書

経常費用は合計34,677百万円であり、前年度との比較では、909百万円増加しました。これは、近年の民事法律扶助立替金の償還状況等を反映して当期の貸倒見積高を算定したことにより、貸倒引当金繰入額が806百万円増加したこと等が主な要因です。

他方、経常収益は合計35,221百万円であり、前年度との比較では997百万円増加しました。これは、改訂後の独立行政法人会計基準等を適用して、賞与引当金見返に係る収益534百万円、退職給付引当金見返に係る収益362百万円を計上したことが主な要因です。

以上のことから、当期総利益545百万円を計上しました。

(4) 純資産変動計算書

令和元年度の純資産は、2,001百万円であり、前年度比544百万円増加しました。これは、当期純利益544百万円の計上により、利益剰余金が増加したことが要因です。

(5) キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは、プラス1,213百万円であり、前年度との比較では、905百万円増加しました。投資活動によるキャッシュ・フローは、マイナス158百万円であり、前年度との比較では、マイナス幅が71百万円減少しました。さらに、財務活動によるキャッシュ・フローは、マイナス319百万円であり、前年度との比較では、マイナス幅が8百万円増加しました。

これらのキャッシュ・フローにより、資金期末残高は8,214百万円となっており、期首残高との比較では、735百万円増加しました。これは、業務活動による「運営費交付金収入」の増加等が主な要因です。

1 4 内部統制の運用に関する情報

支援センターは、役員（監事を除く。）の職務の執行が綜合法律支援法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他支援センターの業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めていますが、財務に係る主な項目とその実施状況は次のとおりです。

＜内部統制の推進に関する事項（業務方法書第 90 条）＞

役員（監事を除く。）の職務の執行が綜合法律支援法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他支援センターの業務の適正を確保するための体制の整備等を目的として内部統制推進委員会を設置し、継続的にその見直しを図るものとしており、令和元年度においては、9月、12月、3月に開催しています。

＜内部監査（業務方法書第 94 条）＞

理事長は、支援センターの業務運営の合理化、諸規定の実施状況等に関する事項について、職員に命じ内部監査を行なわせ、その結果に対する改善措置状況を理事長に報告することとなっており、令和元年度の内部監査は適正に実施されたことを確認しています。

＜監事監査（業務方法書第 95 条）＞

監事は、支援センターの業務及び会計に関する監査を行ないます。監査結果報告書を理事長に通知し、監査の結果、改善を要する事項があると認めるときは報告書に意見を付すことができます。

15 法人の基本情報

(1) 沿革

平成 16 年	6 月	総合法律支援法公布
平成 17 年	9 月	日本司法支援センターの通称を「法テラス」とすると発表
平成 18 年	4 月 10 日	日本司法支援センター設立
	10 月 2 日	業務開始 法務大臣、(財)法律扶助協会からの権利及び義務の承継を認可
平成 19 年	3 月 30 日	総合法律支援法第 30 条第 2 項に規定する業務(受託業務)の委託者として日弁連、中国残留孤児援護基金と契約締結
	4 月 1 日	中国残留孤児援護基金委託援助業務開始
	10 月 1 日	日弁連委託援助業務開始
	11 月 1 日	国選付添人に関する業務開始
	12 月 1 日	被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始
平成 21 年	5 月 21 日	裁判員制度スタート 被疑者国選弁護制度対象事件の拡大
平成 24 年	4 月 1 日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(法テラス震災特例法)が施行
平成 25 年	12 月 1 日	被害者参加旅費等支給業務を開始
平成 26 年	4 月 1 日	ハーグ条約適用事件が新たな援助対象に
	6 月 18 日	国選付添人制度対象事件の拡大
平成 27 年	3 月 31 日	法テラス震災特例法の延長が決定(平成 30 年 3 月 31 日まで)
平成 28 年	6 月 3 日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」公布
	7 月 1 日	平成 28 年熊本地震被災者に対する「被災者法律相談援助」開始(平成 29 年 4 月 13 日まで)
平成 29 年	9 月 27 日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」の全面施行日を平成 30 年 1 月 24 日とする政令が公布
平成 30 年	1 月 24 日	改正総合法律支援法が全面施行
	3 月 30 日	法テラス震災特例法の 2 度目の延長が決定(令和 3 年 3 月 31 日まで)
	6 月 1 日	被疑者国選弁護制度対象事件が勾留事件全件に拡大
	7 月 14 日	平成 30 年 7 月豪雨の被災者に対する「被災者法律相談援助」開始(令和元年 6 月 27 日まで)
令和元年	10 月 18 日	令和元年台風第 19 号の被災者に対する「被災者法律相談援助」開始(令和 2 年 10 月 9 日まで)

- 第1期中期目標期間 平成18年4月～平成22年3月
 第2期中期目標期間 平成22年4月～平成26年3月
 第3期中期目標期間 平成26年4月～平成30年3月
 第4期中期目標期間 平成30年4月～令和4年3月

(2) 設立に係る根拠法：総合法律支援法（平成16年6月2日法律第74号）

(3) 主務大臣：法務大臣

(4) 組織体制

【別紙1】のとおり。

(5) 事務所の所在地

【別紙2】のとおり。

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況
 当事業年度は該当ありません。

(7) 主要な財務データ（法人単位）の経年比較

（単位：百万円）

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	
資産	18,551	18,869	20,185	20,346	23,742	
負債	18,200	18,464	18,727	18,889	21,741	
利益剰余金又は繰越欠損金	△ 39	13	1,067	930	1,098	(注)
行政コスト	-	-	-	-	37,689	
経常費用	34,484	33,202	33,117	33,768	34,677	
経常収益	34,470	33,254	33,640	34,224	35,221	
当期総利益	△ 14	52	1,054	553	545	(注)
業務活動によるキャッシュ・フロー	416	616	211	307	1,213	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 39	△ 12	△ 332	△ 229	△ 158	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 132	△ 112	△ 173	△ 311	△ 319	
資金期末残高	7,514	8,006	7,712	7,479	8,214	

(注) 平成29年度の当期総利益及び利益剰余金が大きくなっているのは、中期目標期間の最終年度にあたり、運営費交付金債務全額を収益化したことによります。

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）

【予算】

(単位：百万円)

収 入	金 額	支 出	金 額
運営費交付金	15,420	事業経費	33,137
受託収入	18,197	情報提供業務	421
補助金等収入	64	民事法律扶助業務	18,305
事業収入	11,873	国選弁護等関連業務	13,076
事業外収入	61	犯罪被害者支援業務	204
		司法過疎対策業務	39
		受託業務	1,093
		一般管理費	3,754
		人件費	8,723
合 計	45,615	合 計	45,615

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

【収支計画】

(単位：百万円)

区 分	金 額
経常費用	45,615
事業経費	33,137
一般管理費	3,754
人件費	8,723
減価償却費	—
財務費用	—
臨時損失	—
経常収益	45,615
運営費交付金	15,420
受託収入	18,197
補助金等収入	64
事業収入	11,873
事業外収入	61
純利益	0
目的積立金取崩	—
総利益	0

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

【資金計画】

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	45,615
経常費用	45,615
業務活動による支出	45,615
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
翌年度繰越金	0
資金収入	45,615
業務活動による収入	45,615
運営費交付金による収入	15,420
受託収入	18,197
その他の収入	11,998
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

[詳細につきましては、年度計画をご覧ください。](#)

16 参考情報

(1) 要約した法人単位財務諸表の科目の説明

ア 貸借対照表

- 現金及び預金 : 現金、預金
- 未収金 : 国からの国選弁護士確保業務等委託費、依頼者からの常勤弁護士受任事件報酬等の未収金
- 民事法律扶助立替金 : 民事法律扶助業務の代理援助及び書類作成援助における、弁護士・司法書士への報酬金・実費等立替金の、被援助者からの未回収残高
- 貸倒引当金 : 民事法律扶助立替金、未収金及び破産更生債権等の貸倒に対する引当金
- 賞与引当金見返 : 賞与引当金に対応して計上される資産
- その他（流動資産） : 郵券・収入印紙等の貯蔵品、事務所賃料・警備料等の前払費用等
- 有形固定資産 : 支援センターが長期にわたって使用又は利用する建物及び工具器具備品
- 無形固定資産 : 業務統合管理システムや財務会計システム等のソフトウェア等で、具体的な形態を持たない固定資産
- 破産更生債権等 : 民事法律扶助立替金及び常勤弁護士受任事件の未収金のうち、回収可能性の低い債権
- 退職給付引当金見返 : 退職給付引当金に対応して計上される資産
- その他（固定資産） : 有形・無形固定資産以外の長期資産で、敷金・保証金が該当
- 運営費交付金債務 : 支援センターの業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する残高
- 未払金 : 民事法律扶助立替金、国選弁護士契約弁護士報酬、固定資産購入や役務提供等の取引による債務の未払金
- 賞与引当金 : 当期に負担すべき賞与のうち、運営費交付金及び委託費による財源措置が行われる部分について、支給見込額に基づいて計上する引当金
- その他（流動負債） : 水道光熱費等の未払費用、常勤弁護士受任事件の前受金、民事法律扶助事件に関する預り金、所得税等の預り金、リース債務等
- 資産見返負債 : 民事法律扶助立替金の純額並びに運営費交付金及び受贈を財源として取得された償却資産の見合いとして計上される負債
- 退職給付引当金 : 運営費交付金及び委託費により財源措置される退職金に係る引当金

- 資産除去債務 : 有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるもの
- その他（固定負債） : 長期リース債務及び長期預り金等
- 政府出資金 : 国からの出資金であり、支援センターの財産的基礎を構成
- 資本剰余金 : 設立時に、財団法人法律扶助協会からの承継財産として取得した資産や前中期目標期間繰越積立金を財源にした業務統合管理システムの利用開始等に対応するものであり、支援センターの財産的基礎を構成
- 利益剰余金 : 支援センターの業務に関連して発生した剰余金累計額

イ 行政コスト計算書

- 損益計算書上の費用 : 損益計算書における経常費用、臨時損失
- その他の行政コスト : 政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、支援センターの実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
- 行政コスト : 支援センターのアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、支援センターの業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

ウ 損益計算書

- 契約弁護士報酬 : 国選弁護士確保業務及び日弁連受託業務等において契約弁護士等に支払った報酬並びに民事法律扶助業務の法律相談援助費
- 人件費（業務費） : 支援センターの業務の管理を主に行う職員を除く職員に要する給与、賞与及び法定福利費等の経費
- 貸倒引当金繰入額 : 民事法律扶助立替金、未収金及び破産更生債権等の貸倒に対する引当金への繰入額
- 貸倒損失 : 当期に発生した民事法律扶助立替金及び未収金の貸倒による損失
- その他（業務費） : 情報提供、民事法律扶助等各業務に係る通信運搬費及び消耗品費等の経費

- 人件費（一般管理費） : 支援センターの業務の管理を主に行う職員等に要する給与、賞与及び法定福利費等の経費
- 不動産賃借料 : 地方事務所や借上宿舍等の賃借料
- その他（一般管理費） : 情報提供、民事法律扶助等各業務に直接係らない通信運搬費及び消耗品費等の経費
- 財務費用 : 支払利息
- 運営費交付金収益 : 支援センターの業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、実施済の業務の財源に充てるべく、当期の収益として認識したもの
- 政府受託収益 : 国からの国選弁護士確保業務等委託費のうち、実施済の業務の財源に充てるべく、当期の収益として認識したもの
- 民事法律扶助事業収益 : 常勤弁護士が担当した民事法律扶助事件からの収入
- 有償受任事業収益 : 常勤弁護士受任事件からの収入である有償受任事業収益
- 日弁連受託事業収益 : 日弁連からの業務委託費のうち、実施済の業務の財源に充てるべく、当期の収益として認識したもの
- その他自己収益 : しょく罪寄附金等による寄附金収益等
- 資産見返負債戻入 : 貸倒引当金繰入相当額及び償却資産の減価償却相当額を、資産見返負債から取り崩したもの
- 賞与引当金見返に係る収益 : 賞与引当金の計上に伴う当該引当金繰入に対応して計上される収益
- 退職給付引当金見返に係る収益 : 退職給付引当金の計上に伴う当該引当金繰入に対応して計上される収益
- 財務収益 : 受取利息
- 雑益 : 職員宿舍使用料本人負担分等

エ 純資産変動計算書

- 当期末残高 : 貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

オ キャッシュ・フロー計算書

- 業務活動によるキャッシュ・フロー : 通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、物品又はサービスの購入による支出並びに人件費支出等

- 投資活動による
キャッシュ・フロー : 将来に向けた運営基盤確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、有形固定資産及び無形固定資産の取得・売却等による収入・支出及び定期預金の払戻しと預け入れによる収入・支出
- 財務活動による
キャッシュ・フロー : リース債務の返済による支出

(2) その他公表資料等との関係の説明

ホームページでは、支援センターのご案内や各イベント等の募集等を発信しています。

また、支援センターのことをわかりやすく説明したさまざまな刊行物を作成しています。各刊行物については、支援センターのホームページからPDFデータでダウンロードすることができます。



利用対象者別パンフレット



犯罪被害者支援リーフレット



法律相談Q&Aシリーズ

広報誌



シリーズ内容
離婚問題、相続問題、労働問題、多重債務問題、
成年後見、身近なトラブル

調査報告書

紀要

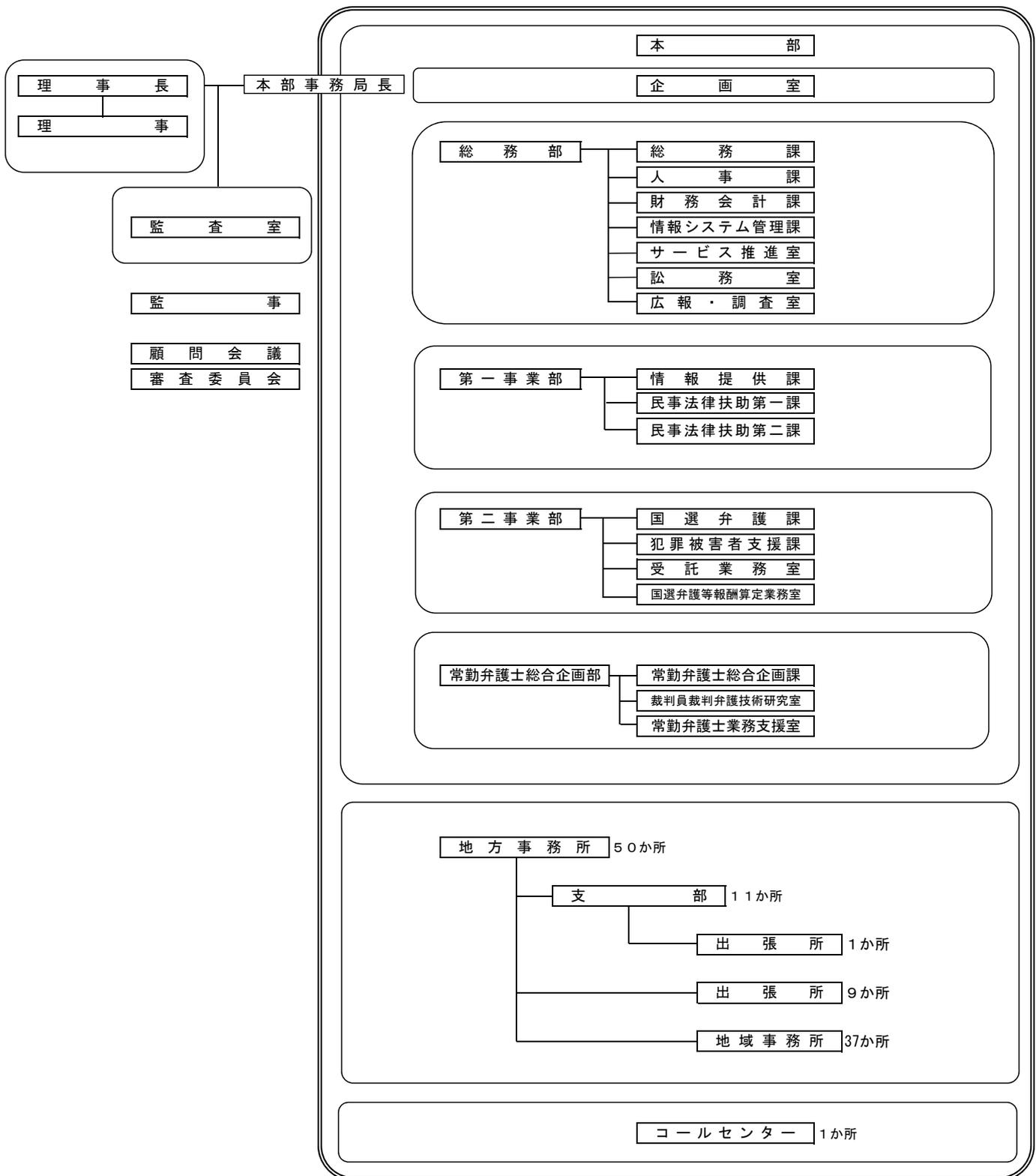


東日本大震災の被災者等への法的支援に関する
ニーズ調査報告書

法律扶助のニーズ及び
法テラス利用状況に関する
調査報告書

総合法律支援論叢

【別紙1】組織図



【別紙2】

日本司法支援センター（法テラス）全国事務所所在地等一覧

令和2年3月31日現在

	事務所名	郵便番号	住 所	電話番号		FAX番号
1	本部	164-8721	中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	—	0503383-5333	03-5334-7090
	裁判員裁判弁護技術研究室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	—	0503383-0062	03-3353-7057
	常勤弁護士業務支援室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	—	0503383-0062	03-3353-7057
2	東京地方事務所	160-0023	新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F	0570-078301	0503383-5300	03-6911-0150
	霞が関分室	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	—	0503383-5330	03-3502-6856
3	上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン日本興亜上野共同ビル6F	0570-078304	0503383-5320	03-3835-2369
4	多摩支部	190-0012	立川市曙町2-8-18 東京建物ファースト立川ビル5F	0570-078305	0503383-5327	042-527-3051
5	多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0570-078307	0503383-5310	042-656-3201
6	神奈川地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0570-078308	0503383-5360	045-662-9356
7	川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマックス川崎ビル10F	0570-078309	0503383-5366	044-246-0406
8	小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0570-078311	0503383-5370	0465-24-7402
9	埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0570-078312	0503383-5375	048-838-7230
10	川越支部	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0570-078313	0503383-5377	049-242-5321
11	熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	—	0503383-5380	048-522-8260
12	秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	—	0503383-0023	0494-25-1962
13	千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0570-078315	0503383-5381	043-225-9206
14	松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0570-078316	0503383-5388	047-366-6575
15	茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0570-078317	0503383-5390	029-231-1731
16	下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	—	0503383-5393	0296-44-8461
17	牛久地域事務所	300-1234	牛久市中央5-20-11 牛久駅前ビル4F	—	0503383-0511	029-873-6946
18	栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0570-078318	0503383-5395	028-622-0987
19	群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テラス5F	0570-078320	0503383-5399	027-232-9727
20	静岡地方事務所	420-0031	静岡市葵区呉服町2-1-1 札の辻ビル5F	0570-078321	0503383-5400	054-251-3677
21	沼津支部	410-0833	沼津市三園町1-11	0570-078322	0503383-5405	055-931-0320
22	浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-21 イースタージュ浜松オフィス4F	0570-078324	0503383-5410	053-451-1722
23	下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	—	0503383-0024	0558-27-1167
24	山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0570-078326	0503383-5411	055-232-7540
25	長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市ももんげんぶら座4F	0570-078327	0503383-5415	026-226-7675
26	新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0570-078328	0503383-5420	025-225-6171
27	佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F	—	0503383-5422	0259-52-2675
28	大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0570-078329	0503383-5425	06-6367-1156
29	堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6F	0570-078331	0503383-5430	072-232-8547
30	京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0570-078332	0503383-5433	075-231-4355
31	福知山地域事務所	620-0054	福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	—	0503383-0519	0773-23-6374
32	兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0570-078334	0503383-5440	078-362-2698
33	阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0570-078335	0503383-5445	06-6411-2010
34	姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業(株)第2ビル	0570-078336	0503383-5448	079-284-2308
35	奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0570-078338	0503383-5450	0742-24-3213
36	南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F	—	0503383-0025	0747-52-9179
37	滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0570-078339	0503383-5454	077-521-9122
38	和歌山地方事務所	640-8155	和歌山市九番丁15 九番丁MGビル6F	0570-078340	0503383-5457	073-425-9201
39	愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0570-078341	0503383-5460	052-241-1065
40	三河支部	444-8515	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F(南棟)	0570-078342	0503383-5465	0564-22-5308
41	三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル	0570-078344	0503383-5470	059-222-5096
42	岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0570-078345	0503383-5471	058-262-0902
43	可児地域事務所	509-0214	可児市広見5-152 サン・ノブルビレッジ・ヒロミ1F	—	0503383-0005	0574-61-2940
44	中津川地域事務所	508-0037	中津川市えびす町7-30 インシックス駅前ビル1F	—	0503383-0068	0573-66-5551
45	福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 サクラNビル2F	0570-078348	0503383-5475	0776-22-0354
46	石川地方事務所	920-0937	金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内	0570-078349	0503383-5477	076-263-7065
47	富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0570-078351	0503383-5480	076-493-9450
48	魚津地域事務所	937-0067	魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	—	0503383-0030	0765-22-2594
49	広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1F	0570-078352	0503383-5485	082-224-0023
50	山口地方事務所	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0570-078353	0503383-5490	083-932-8141
51	岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0570-078354	0503383-5491	086-234-8413
52	鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0570-078357	0503383-5495	0857-20-2298
53	倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンク・ピエビル202号室	—	0503383-5497	0858-26-6019

	事務所名	郵便番号	住 所	電話番号		FAX番号
54	島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0570-078358	0503383-5500	0852-23-7802
55	浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	—	0503383-0026	0855-22-1560
56	西郷地域事務所	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1F	—	0503383-5326	08512-2-4750
57	福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0570-078359	0503383-5501	092-722-3501
58	北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0570-078360	0503383-5506	093-511-1571
59	佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0570-078361	0503383-5510	0952-28-7202
60	長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0570-078362	0503383-5515	095-824-6688
61	佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402号室	—	0503383-5516	0956-25-5340
62	杵岐地域事務所	811-5135	杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	—	0503383-5517	0920-47-3585
63	五島地域事務所	853-0018	五島市池田町2-20	—	0503383-0516	0959-72-5968
64	対馬地域事務所	817-0013	対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3F	—	0503383-0517	092-052-5032
65	平戸地域事務所	859-5121	平戸市岩の上町1507-1 NTT平戸ビル本館2F	—	0503383-0468	0950-23-8286
66	雲仙地域事務所	854-0514	雲仙市小浜町北本町14 雲仙市小浜総合支所3F	—	0503383-5324	0957-74-3185
67	大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0570-078363	0503383-5520	097-532-6673
68	熊本地方事務所	860-0844	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	0570-078365	0503383-5522	096-352-6350
69	高森地域事務所	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F	—	0503383-0469	0967-62-0861
70	鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル6F	0570-078366	0503383-5525	099-223-6146
71	鹿屋地域事務所	893-0009	鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F	—	0503383-5527	0994-44-6922
72	指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町912-7	—	0503383-0027	0993-24-2657
73	奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F	—	0503383-0028	0997-53-5076
74	徳之島地域事務所	891-7101	大島郡徳之島町亀津553-1 徳之島合同庁舎2F	—	0503381-3472	0997-82-3261
75	宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0570-078367	0503383-5530	0985-27-2876
76	延岡地域事務所	882-0043	延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F	—	0503383-0520	0982-33-0551
77	沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0570-078368	0503383-5533	098-855-3220
78	宮古島地域事務所	906-0012	宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎1F	—	0503383-0201	0980-72-6552
79	宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0570-078369	0503383-5535	022-263-4558
80	南三陸出張所	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田56	0570-007831	0503383-0210	0226-47-1071
81	山元出張所	989-2203	亶理郡山元町浅生原字日向13-1	0570-007835	0503383-0213	0223-33-8037
82	東松島出張所	981-0503	東松島市矢本字大溜1-1	0570-007838	0503383-0009	0225-84-3024
83	福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0570-078370	0503383-5540	024-535-2939
84	会津若松地域事務所	965-0871	会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	—	0503383-0521	0242-24-3903
85	二本松出張所	964-0904	二本松市郭内1-196-1 福島県男女共生センター4F	0570-078375	0503381-3803	0243-62-0251
86	ふたば出張所	979-0407	双葉郡広野町広洋台1-1-89	0570-078376	0503381-3805	0240-28-0061
87	山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0570-078381	0503383-5544	023-633-0180
88	岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0570-078382	0503383-5546	019-652-5516
89	宮古地域事務所	027-0076	宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F	—	0503383-0518	0193-64-3519
90	大槌出張所	028-1115	上閉伊郡大槌町上町1-3	0570-078383	0503383-1350	0193-41-1536
91	気仙出張所	022-0003	大船渡市盛町字宇津野沢9-5	0570-078385	0503383-1402	0192-26-4855
92	秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0570-078386	0503383-5550	018-825-1211
93	鹿角地域事務所	018-5201	鹿角市花輪字下花輪50 鹿角市福祉保健センター2F	—	0503383-1416	0186-30-1320
94	青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0570-078387	0503383-5552	017-773-5021
95	むつ地域事務所	035-0073	むつ市中央1-5-1	—	0503383-0067	0175-22-3695
96	鰺ヶ沢地域事務所	038-2761	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9-4 鰺ヶ沢町総合保健福祉センター内	—	0503383-8369	0173-82-1525
97	札幌地方事務所	060-0001	札幌市中央区北1条西9-3-1 南大通ビルN1 1F	0570-078388	0503383-5555	011-219-3818
98	函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 ステーションプラザ函館5F	0570-078390	0503383-5560	0138-26-3520
99	江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	—	0503383-5563	0139-52-5039
100	八雲地域事務所	049-3106	二世郡八雲町富士見町21-1	—	0503383-8366	0137-63-4633
101	旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F	0570-078391	0503383-5566	0166-25-2066
102	釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0570-078392	0503383-5567	0154-42-0168
103	香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0570-078393	0503383-5570	087-851-3023
104	徳島地方事務所	770-0834	徳島市元町1-24 アミコビル3F	0570-078394	0503383-5575	088-655-2777
105	高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0570-078395	0503383-5577	088-873-3023
106	須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	—	0503383-5579	0889-42-2001
107	安芸地域事務所	784-0003	安芸市久世町9-20 すまいるあき4F	—	0503383-0029	0887-34-8532
108	中村地域事務所	787-0014	四万十市駅前町13-15 アメニティオフィビル1F	—	0503383-0467	0880-35-5488
109	愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0570-078396	0503383-5580	089-932-0213